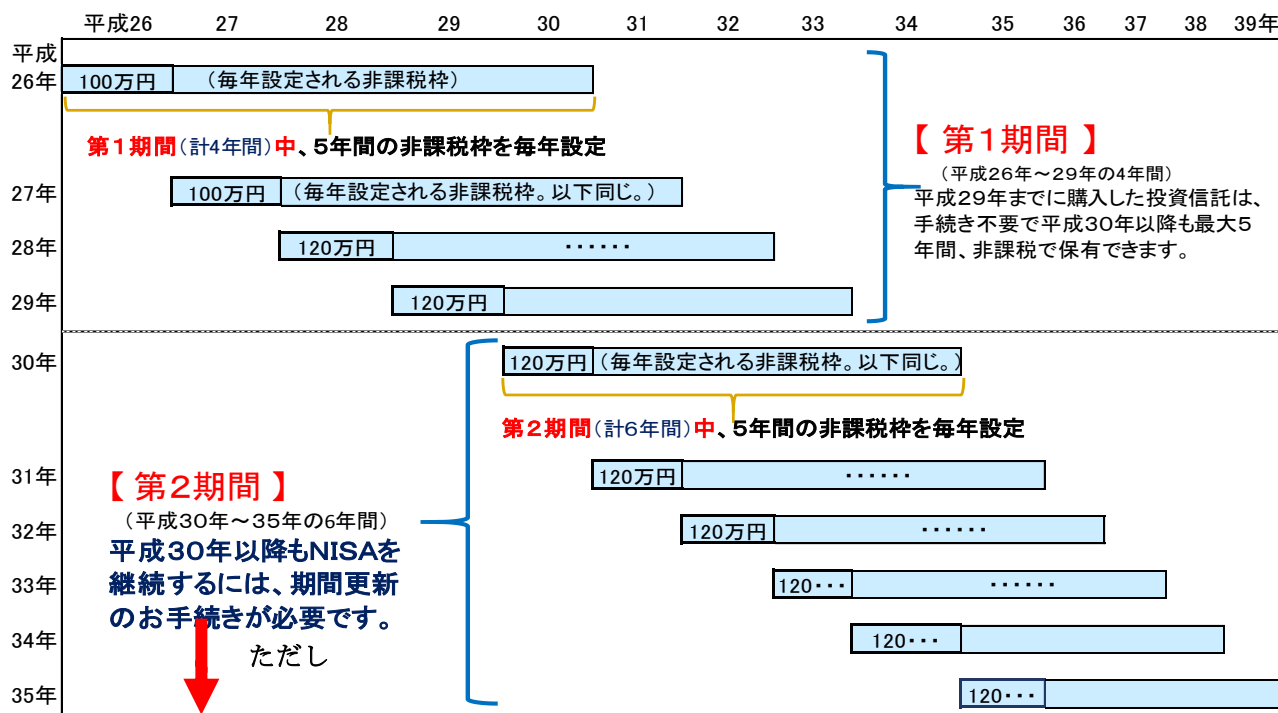


当行でNISA口座を開設いただいているお客さまへ

## NISA口座継続手続きのご案内

NISA口座の非課税枠を利用できる第1期間は、平成29年12月末をもって終了します。平成30年以降も引き続き、NISA口座をご利用いただく予定のお客さまは、平成29年9月末までにマイナンバー（個人番号）を提供いただくことで、手続き不要でNISA口座を継続いただけます。

### ★NISA（少額投資非課税制度）の仕組み



●法令により、平成29年9月末までに当行にマイナンバーを提供いただいたお客さまについては、上記の第2期間用の期間更新の申請を、当行に対し行っていただいたものとみなして、平成30年以降も非課税枠が自動的にお客様のNISA口座に設定されます。  
➡ お客さまの特段のお手続きは不要です。

●マイナンバーのご提供をいただいたお客さまで、当行で平成30年以降のNISA口座の利用を希望されない場合は、「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を平成29年9月末までに当行にご提出いただく必要がございます。その場合は、お早めに当行の窓口へお申し出ください。

●平成30年からつみたてNISAのご利用を希望される場合は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」を当行にご提出いただく必要がございます。  
平成30年に通常のNISA勘定で買付が行なわれた場合は、同年の勘定変更ができなくなりますので、お早めに当行の窓口へお申し出ください。

お問い合わせ先  
株式会社 筑波銀行 事務統括部  
電話番号 0120-328-140 (受付時間：9:00～17:00 (銀行休業日を除く))